学校感染症による出席停止について

下記の感染症に罹患した場合、本人の十分な休養及び他生徒への感染防止のため、学校保健安全法により「出席停止」となります。出席停止期間中は欠席扱いになりません。

治癒後登校する際は、**『登校許可証』**を担任に提出してください。本校のホームページからダウンロードできます(トップ>学校生活>感染症 登校許可証)。医療機関の書式でも構いません。

学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準(学校保健安全法施行規則第18、19条)

	考え方	めすべき感染症の種類及び出席停止の期間の 感染症の種類	出席停止の期間の基準
	与 入力 ニー	,,,,	四席停止の期间の基準
第一種	感染症予防 法の一類感 染症及び二 類感染症(結 核を除く。)	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペストマールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルスであるものに限る。)中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウィルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)中東の器症候群(病原体がベータコロナウィルスであるものに限る。)特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律(平大きに規定する特定鳥インフルエンザをいう。)新型コロナウイルス感染症	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。
第二種	空気感染症 変感 変感 変感 変感 変症 変症 変症 変症 変症 変症 変症 変症 変症 のるい なに でのるい なに でのるい なに でのるい ない でのるい ない でのるい ない でのる。 でい。 でいる。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でい。 でい。	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及 び新型インフルエンザを除く。)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正 な抗菌薬療法による治療が終了するまで
		麻しん	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した 後5日を経過、かつ、全身状態が良好になる まで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘	全ての発しんがかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで
		結核	病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
第三種	学校教育活 動を通じ、学 校において 流行を広げ る可能性が あるもの	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
	条件によっ ては出席停 止の措置が 考えられる もの	その他の感染症 (溶連菌感染症 A型肝炎 B型肝炎 手足口菌 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 など	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。

「学校において予防すべき感染症の解説」及び「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年2月1日施行)」

※通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例:アタマジラミ、伝染性軟属種(水いぼ)、伝染性膿痂疹(とびひ)